

議案第 5 号

みよし市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、口頭審理に係る口述書等への署名を廃止するため必要があるからである。

みよし市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

みよし市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年三好村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1及び2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 1及び2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)以下 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p>